

放送法関係審査基準の改正概要

参考資料1

比較審査基準の審査手順(放送法関係審査基準「別紙2」の「4」)

- 【1】12スロット以上返上する申請を優先**〈対象周波数:当初の空き周波数(HD6番組分)〉
審査項目:既存番組の廃止又は周波数の削減により12スロット以上返上して既存の放送番組をHD化する申請を優先
- 【2】HD番組の審査**〈対象周波数:当初の空き周波数の残り+【1】の返上周波数〉
審査項目:「別紙2」の「3」の15項目に最も適合する申請を優先
- 【3】SD番組の審査**〈対象周波数:当初の空き周波数の残り+【2】の返上周波数〉
審査項目:6スロット未満の既存番組の画質向上の申請を優先し、残りの周波数は、【2】と同様15項目で審査

比較審査基準の審査項目(放送法関係審査基準「別紙2」の「3」)

・事業開始までの資金調達	・字幕放送等の充実
・事業開始後の収入及び費用	・放送番組の高画質性【変更】
・放送番組の制作及び調達【変更】	・災害放送の実施
・表現の自由の享有	・設備の維持
・放送番組の多様性	・提供条件の説明及び苦情等の処理
・広告放送の割合(30%以下)	・放送番組の視聴需要【新規】
・個人情報の保護	・周波数の有効利用【新規】
・青少年の保護	